

岩手県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成21年岩手県告示第724号）で公示した公共測量を終了した旨矢巾町長から次のとおり通知があった。

平成22年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田及び南矢幅地内
- 2 実施した期間 平成21年8月12日から平成22年3月19日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量・4級基準点測量）